

# 足 利 市 の 事 業 所

2016 年[平成 28 年]経済センサス-活動調査結果報告書

足 利 市

## 目次

利用上の注意	1
平成 28 年経済センサス-活動調査結果の概要	2
用語の解説	3

### 調査結果の概要

#### I 事業所数及び従業者数の状況（事業所に関する集計）

1 概況	7
2 産業別	8
3 経営組織別	13
4 従業者規模別	14
5 従業上の地位別	15
6 出向・派遣従業者	16

#### II 企業等の状況（企業等に関する集計）

1 概況	17
2 企業産業別	18
3 資本金階級別企業及び常用雇用者数	19
4 産業大分類別企業数、売上高及び付加価値額	20

#### III 地区別の状況

1 産業大分類別事業所数	22
2 産業大分類別従業者数	24
3 従業者規模別事業所及び従業者数	26

### 統計表

経営組織（2区分）、産業（大分類）・従業者規模（6区分）別全事業所数及び男女別 従業者数一市区町村、町丁・大字	30
--	----

## 利用上の注意

- 1 この「報告書」は、総務省が平成30年6月28日に公表した「平成28年経済センサス-活動調査（確報）」に基づき足利市の主要な結果をまとめたものです。
- 2 経済センサスは、従来実施していた事業所・企業統計調査とは調査手法は異なるため、過去の事業所・企業統計調査との比較は行っていません。
- 3 売上高は、以下の産業(ネットワーク型産業)においては事業所単位の把握が困難なため当該産業の集計の売上高は「…」としました。  
※「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」、及び「宗教」
- 4 結果数値は、表章単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。
- 5 結果表のうちで、事業所数が1又は2の場合は、その事業所の秘密が漏れるおそれがあるため、事業所数、従業者数以外の数値を「X」で表示しました。また、他の結果数値から算出されるおそれのあるものについては、事業所数が3以上であっても同様に秘匿「X」とした箇所があります。  
なお、秘匿された数値は、合計に含まれています。
- 6 表中に用いた記号の用法について  
「-」 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないもの  
「△」 マイナスの数値であるもの  
「0.0」 0.05未満のもの
- 7 町丁別の集計では、平成30年7月1日現在の町丁で集計しています。

## 平成 28 年度 経済センサスー活動調査の概要

### 調査の目的

経済センサスー活動調査は、全産業分野における事業所及び企業の基本的な経済活動の実態を調査し、経済の構造を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の資料を得ることを目的としている。

### 調査日

平成 28(2016)年 6 月 1 日

### 調査の対象

全国全ての民営事業所及び企業（農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く）

### 調査の方法

調査は対象となる事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市町村による調査を分けて行った。

- ア 調査員調査（訪問により調査票を配布・回収）
  - ・総務省・経済産業省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査事業所
- イ 郵送調査及びオンライン調査（インターネット又は郵送により調査票を送付・回収）
  - ・総務省・経済産業省－都道府県－市区町村－調査事業所
  - ・総務省・経済産業省－都道府県－調査事業所
  - ・総務省・経済産業省－調査事業所

### 調査事項

- (1) 【事業所に関する事項】（全産業共通）
  - 名称及び電話番号、所在地、従業者数、開設時期 等
- (2) 【事業所に関する事項】（産業別）
  - ＜農業、林業、漁業＞農業、林業、漁業の収入の内訳
  - ＜鉱業、採石業、砂利採取業＞鉱業活動に係る費用、生産数量及び生産金額
  - ＜製造業＞有形固定資産、製造品出荷額、在庫額
  - ＜卸売業、小売業＞年間商品販売額、商品手持額、売場面積
  - ＜サービス業＞サービス事業の収入の内訳、施設・店舗等形態
  - ＜医療・福祉＞医療、福祉事業の収入の内訳、事業所の形態 等
- (3) 【企業に関する事項】（全産業共通）
  - 経営組織、売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳、主な事業の内容、決算月 等
- (4) 【企業に関する事項】（産業別）
  - ＜建設業＞業態別工事種類、建設業許可番号
  - ＜金融業、保険業＞事業種類

## 用語の解説

### 1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

#### ・ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が一人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

### 2. 従業者

平成28年6月1日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

#### ・ 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。

#### ・ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

#### ・ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

#### ・ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人をいう。

#### ア 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

#### イ 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

#### ・ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

#### ・ 他への出向・派遣従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

### 3. 他からの出向・派遣従業者

民営事業所において労働者派遣法という派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

### 4. 事業従事者

当該事業所で実際に働いている人をいう。「従業者」から「他への出向・派遣従業者」を除き、「他からの出向・派遣従業者」を含めて、「事業従事者」とする。

### 5. 事業所の産業分類

事業所の売上高や主な事業の種類（原則として平成27年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。なお、確報集計においては、原則として細分類に基づき分類している。

### 6. 経営組織

#### ・個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

#### ・法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

#### ア 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。

なお国内に設立された会社で、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

#### イ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社以外の法人をいう。

例えば、独立行政法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

#### ・法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

### 7. 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であっても同一の経営者が複数の事業所を営んでいる場合は、それらはまとめて一つの企業となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業としている。

## 8. 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

## 9. 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上高や主な事業の種類（原則として企業全体の平成27年1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。なお、確報集計においては、原則として小分類に基づき分類している。

## 10. 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

## 11. 単一・複数の別

企業等を構成している事業所により、以下の2つに区分している。

### ・単一事業所企業

単独事業所の企業等をいう。

### ・複数事業所企業

国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業をいう（国内に本所があり、海外にのみ支所がある企業を含む）。

## 12. 単独・本所・支所の別、単独・複数の別

### ・単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

### ・本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

### ・支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

### ・複数事業所企業の事業所

本所及び支所が含まれる。

## 13. 売上（収入）金額（又は「売上高」）

商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

#### 14. 事業活動

事業所又は企業等の産業分類を格付けする際は原則として、売上高の最も多い主産業によるが、実際には主産業以外にも複数の事業を行っている場合があり、行っている事業を売上高で捉えたものをいう。

#### 15. 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、以下の計算式を用いている。

付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理経費

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち以下は含まれていない。

固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃

農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値等